

## 大谷口周辺地域での新たな防火規制区域指定について

東京都は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐための都市構造改善に関する諸施策を推進することを目的に、防災都市づくり推進計画を定めている。

当該計画における整備地域※の整備方針では、整備地域全体を新たな防火規制区域に指定することが原則とされている。

これを受け、整備地域大谷口周辺地域の一部の、新たな防火規制区域の指定について、アンケート調査や説明会の開催等の地元調整を実施した。

※整備地域：地域危険度が高く、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域

### ●指定区域

大谷口周辺整備地域の内、既指定区域及び大山東町の一部(防火地域)並びに練馬区区域を除く約100ha

(東山町(環状七号線東側)、大谷口北町、小茂根一丁目 二丁目、向原一丁目、向原三丁目)

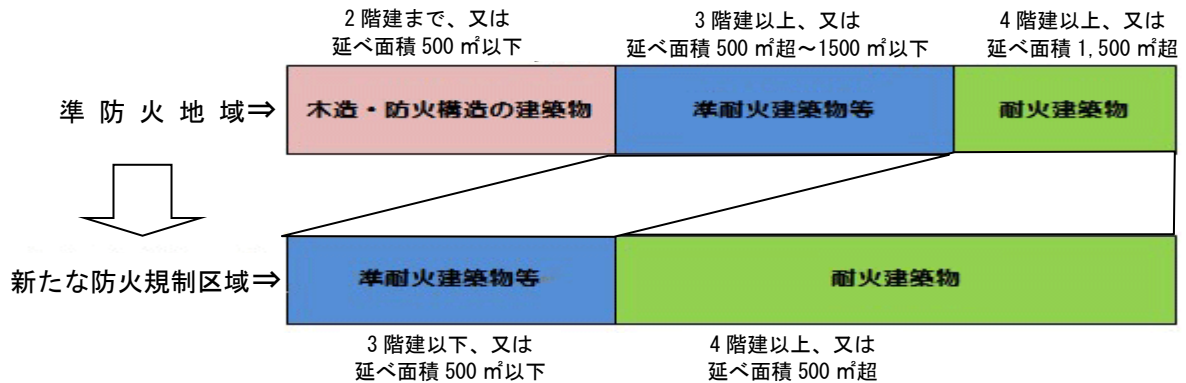


## ●新たな防火規制

東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく防火規制であり、建築物の不燃化を促進し木造住宅密集地域の再生産を防止するために災害時の危険性の高い地域等について指定し、建築物の耐火性能を強化する規制である。

新築する場合、原則として全ての建築物は準耐火建築物以上となる。

指定権者は東京都知事。



## ●地元への周知説明

### ・説明会等の開催

平成 28 年 7～9 月：町会役員会説明

新たな防火規制の指定とアンケート調査の実施について説明

平成 28 年 11 月：住民説明会

アンケート調査の報告と新たな防火規制について説明

11 月 18 日(金)19:00～ 於・大谷口小学校 参加 25 名

11 月 21 日(月)19:00～ 於・上板橋第二小学校 参加 9 名

### ・アンケート調査の実施

平成 28 年 9 月

防災まちづくりに関し、現況及び住民が感じる災害時の危険性や優先課題  
に関しアンケート調査を実施

配布 指定対象地区各戸配布(10,554通)、自治会配布(8通)

※調査辞退のため公社住宅、都営住宅の各戸へは未配布

回収 850通 回収率 8.0%

### ・ニュース発行

平成 28 年 9 月：アンケート調査の通知

10 月：説明会の案内

11 月：説明会の報告

## ●今後の予定

平成 29 年 3 月：東京都あて検討案提出

5 月：東京都から板橋区あて意見照会

8 月：パブリックコメント実施

9 月：板橋区都市計画審議会報告

12 月：東京都指定告示

平成 30 年 4 月：新たな防火規制施行